

株式会社ひのき 光サービス契約約款（集合住宅一括加入者用）

株式会社ひのき（以下「当社」という）と、当社が行う業務の提供を受ける集合住宅一括加入者（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

（当社の行う業務）

第1条 当社は加入者の所有施設である加入申込書記載の建物（以下「本件物件」という）の各住戸の居住者に次の業務を提供します。

当社による受信可能なテレビジョン放送およびFM放送を有線により再送信する業務

基本利用料金で視聴できる放送を有線により再送信する業務

基本利用料金以外にホームターミナル（以下「HT」という）セットトップボックス（以下「STB」という）を使用して別料金で視聴できる特別チャンネルを有線により再送信する業務

上記事業に付帯する業務

（契約の単位）

第2条 加入契約は加入者の所有施設である本件建物毎に行います。

（契約の成立）

第3条 加入申込者が加入申込書を提出し、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。ただし加入契約に基づいて当社が引込線を設置し、保守することが技術上もしくは経費上困難な場合、当社は承諾を取り消すことがあります。

（加入金）

第4条 加入者は別表の料金表に従い加入金を当社に支払うものとします。

（2）加入者は加入申込み手続き時に別表の料金表に定めた加入金を払い込むものとします。

（3）業務開始以前に予約募集期間を設け加入金の特別割引を行うことがあります。

（4）経済環境の変動に伴い加入金を改定することがあります。ただし、既加入者には適用しません。

（基本利用料金）

第5条 加入者は業務の提供を受けた日から別表の料金表に従い基本利用料金を、当社が指定する期日までに指定する方法により当社に支払うものとします。この場合、当社は請求書および領収書は発行しません。

(2) 経済環境の変動に伴い基本利用料金を改定することがあります。

(3) 当社が設定した加入金、基本利用料金の中には NHK の放送受信料 (衛星放送受信料も含む) は含まれていません。

(本件建物内の各居住者との別途契約事項)

第 6 条 下記の事項を含む特別チャンネル契約については、本契約とは別途に各居住者と当社が契約を締結するものとします。

(2) 第 1 条 に定めるサービスを希望する居住者は直接当社に対し別途当社が指定する方法により申し出るものとします。

(3) 第 1 条 に定めるサービスを希望する居住者は設置に要する費用、特別利用料金、HT 保証金、HT または STB 使用料金を負担するものとし、その支払いについては当社の定めた方法に従うものとします。申込みの単位は居住者 (各世帯) 毎、HT 毎、STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とします。

(施設の設置および費用の負担等)

第 7 条 当社の業務に必要な施設の設置工事並びに保守については、当社および当社の指定する業者が行います。当社が設置した施設のうち、光端末装置 (以下「ONU」という) の入力接続点までの施設は当社が所有し、これを管理します。加入者は引込端子寄りの引込線から受信機の入力端子までの設備の設置に要する費用 (ONU を含む) を負担し、ONU を含む RF 端子以降の設備を所有し、これを管理するものとします。

(当社の保守責任および免責事項)

第 8 条 当社は当社の施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は維持管理の必要上、業務が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

(2) 当社は加入者または各住戸の居住者から当社の施設に異常がある旨の申し出があった場合はこれを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、ONU を含む RF 出力端子以降の設備および受信機等 (HT、STB を除く) に起因する事項の場合は加入者の責任とし、修復に要する費用は加入者の負担とします。

(3) 当社の保守責任範囲は放送センターから ONU の入力接続点までとし、その施設に故障事故等が生じた場合、修復に要する費用は当社の負担とします。

(4) 加入者は当社もしくは当社の指定する業者が施設の調査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物の出入りについて便宜を供与するものとします。

(5) 加入者は加入者の故意または過失により当社の施設を損傷した場合にはその施設の修復に要する費用を負担するものとします。

(6) 当社は天災事変等、当社が責を帰することのできない事由による業務の停止に基づ

く損害の賠償には応じません。

(設置場所変更の禁止)

第9条 原則として加入申込書記載の本件建物以外への設置場所の変更はできないものとします。

(権利の譲渡による名義変更)

第10条 加入者は次の場合、当社を確認を得た上で権利の譲渡による名義の変更を行うことができるものとします。ただし、本件建物の所有権と個別に譲渡することはできないものとします。新加入者は直ちに別表の料金表に従い名義変更手数料を添えて、当社指定の届け出用紙により申し出るものとします。

相続の場合

新加入者が加入契約に定める旧加入者の設置場所において、当社の業務の提供を受けることについて旧加入者の権利義務を継承する場合

本件に関して異議申し立てがあっても当事者間で解決にあたり、当社には一切迷惑、損害をかけないものとします。

(一時停止)

第11条 加入者は当社の業務の一時停止またはその再開を希望する場合は、直ちに別表の料金表に従い一時停止または再開手数料を添えて、当社指定の届け出用紙により申し出るものとします。

(2) 停止した日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は無料とします。

(3) 再開時に要する費用は加入者が負担するものとします。

(4) 一時停止期間は最長1ヶ年とします。1ヶ年を経過しても再開の申し出がない場合は、当社は加入契約を解除することができるものとします。

(加入者の禁止事項)

第12条 加入者は当社に無断で施設を改変、または施設に加入者の受信機以外の施設を相互に接続して当社が業務を提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用について違約追徴金を支払わなければならないものとします。無断で加入者の受信機以外の施設を相互に接続した場合は改めて適切な設備工事を行い、受信契約を行った後でなければ使用できないものとします。

(加入者の業務違反による停止および契約解除)

第13条 加入者が利用料金の支払い遅延等本契約に違反する行為があった場合、当社は

設置した ONU の接続点にて業務の提供を停止することができるものとします。停止後 3 ヶ月経過しても違反行為が改められない場合には、当社は加入契約を解除することができるものとします。また、その際当社は当社施設を撤去する場合があります。この場合加入者は別表に定めた設備撤去費を当社に支払うものとします。また撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその費用を負担するものとします。

(遅延利息)

第 14 条 加入者が料金の支払いを支払期日より遅延した場合は、別表の料金表に従い遅延回数分の督促手数料および月利 2.5% の遅延金を支払期日の翌日より支払日まで、期間に応じて当社に支払うものとします。

(設置場所の無償使用)

第 15 条 当社は施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

(2) 加入者は加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、そのことに関して責任を負うものとします。

(加入契約の解除)

第 16 条 加入者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する 10 日以前に当社指定の用紙により申し出るものとします。また解約の場合、加入者は別表に定めた設備撤去費を当社に支払う場合があることを了承するものとします。

(2) 解約に伴う加入金の払い戻しは行いません。ただし利用料金を前納している場合には、解約月の翌月分以降の利用料金について払い戻しを行うものとします。

(3) 解約の場合、当社は当社の施設を撤去します。ただし撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその修復費用を負担するものとします。

(放送内容の変更)

第 17 条 当社はやむを得ない事情があるときには、放送内容を変更できるものとします。この場合当社は一切の責を負いません。

(約款の改定)

第 18 条 当社は総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとします。

(定めなき事項)

第19条 この契約約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた場合、当社および加入者はお互いに誠意を持って協議の上、円満に解決にあたるものとします。

(個人情報等の利用)

第20条 当社は、業務の提供に関連して知り得た加入者の個人情報(以下「個人情報」という)を以下の利用目的範囲内で利用します。

放送サービス(付帯する業務を含む)を提供すること、および放送サービス(付帯する業務を含む)の内容をより充実したものにすること。

加入者に有益と思われる放送サービス(付帯する業務を含む)、当社または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。

加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を得る等、加入者への連絡の必要が生じた場合に連絡すること。

利用状況や利用環境等に関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告、連絡すること。

放送サービス(付帯する業務を含む)のサービス向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等を行うこと。

前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること。

(個人情報等の開示と提供)

第21条 当社は以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し開示、提供することができるものとします。

加入者の同意を得た場合。

裁判官の発布する令状により、強制処分として搜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、加入者本人の同意を得ることが困難な場合。

前条の利用目的達成に必要な範囲内において、個人情報取り扱いの全部または一部を委託する場合(個人情報を適切に管理するよう契約等により義務付けた業務委託先または提携先に委託する場合に限る)。

放送サービス(付帯する業務を含む)の料金に関する債権、債務の特定、支払および回収に必要と当社が判断した場合。

(2) 当社は加入者からの申し出により、放送サービス(付帯する業務を含む)の提供に関する業務に支障のない範囲で、これらの個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。

付則

当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
この契約約款は平成 年 月 日から施行します。

(集合住宅一括加入者)

料金表(消費税別)

1. 加入金

2. 基本利用料金

3ヶ月分前納・口座自動振替

月額 2,000円 × 総戸数 × 80%

3. 設備撤去費(契約解除時に必要となった場合)

- ・引込線撤去 8,000円
- ・ONU撤去 3,000円

4. 諸手数料

- ・名義変更手数料 3,000円
- ・一時停止手数料 3,000円
- ・再開手数料 3,000円
- ・その他の手数料 1,000円
- ・督促手数料 口座自動振替
1回につき 200円